

日本伝熱学会賞に関する内規

(学会賞)

1. 日本伝熱学会賞として、一般賞と特定賞を設ける。一般賞は学会が責任を持って永続的に運営する各賞であり、特定賞は個人または法人からの寄付により学会が運営する各賞である。なお、一般賞と特定賞の呼称は、本内規上での事務的分類のために使用するものとし、顕彰時や賞状などでは一般賞と特定賞の呼称は省略する。
2. 学会賞基金を設け、日本伝熱学会賞を学会賞基金により運営する。学会賞基金は、一般賞のための会員他有志からの寄付および学会事業費の一部繰入金による一般賞基金と、特定賞各賞のための個人または法人からの寄付による各特定賞基金で構成される。
3. 一般賞基金への会員他有志よりの寄付は随時受け入れるものとし、寄付者の氏名は会誌等で報告するものとする。また、学会活動に基づく収益の一部も各学会活動の自主的な意志により一般賞基金に繰り入れることができるものとし、これについても会誌等で報告するものとする。
4. 特定賞基金への寄付は、伝熱学の進展に貢献した個人または法人からの寄付を原則とし、現会長と副会長の4名および元会長あるいは前会長の2名の計6名からなる学会賞基金検討委員会において、受け入れの可否、および授賞対象について審議する。受け入れた寄付については寄付者の了承が得られる場合には氏名と寄付金額等を会誌等で報告し、また、感謝状を贈呈するものとする。
5. 学会賞基金検討委員会の人選は理事会で決定する。
6. 学会賞の対象、受賞資格、件数は各学会賞にて定める。
7. 受賞者の選考等に係わる費用は一般会計より支出する。

(選考)

8. 各学会賞の選考は「表彰選考委員会」が行う。
9. 表彰選考委員会は表彰選考委員長を主査とし、主査1名、副査1名、委員4名をもって構成する。
10. 主査は副査1名、委員4名を選考し、会長に通知する。但し、その氏名は公表しない。
11. 副査、委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

(募集方法)

12. 会誌等に告示した各賞の公募方法に従い、会員からの推薦を受け付ける。
13. 審査・選考は別に定める「審査・選考方法内規」によって行う。

(授賞)

14. 授賞は総会において行う。
15. 表彰は研究代表者に賞状および楯、共同研究者に賞状の贈呈をもって行う。なお、賞状などには「日本伝熱学会賞 学術賞」、「日本伝熱学会賞 (冠)A賞」などと記載する。

(一般賞)

1. 日本伝熱学会賞一般賞として、学術賞、技術賞、学生優秀プレゼンテーション賞を設ける。
2. 一般賞は学会賞基金のうち一般賞基金により運営し、一般賞基金が不足した場合には、日本伝熱学会の事業費をもって充当する。

(学術賞)

3. 学術賞(Scientific Contribution Award of the Heat Transfer Society of Japan)は、原則として、最近3年間のThermal Science and Engineering誌に掲載された、あるいは、最近5回の日本伝熱シンポジウムにおいて発表し国内外で審査のある論文集に掲載された優秀な伝熱に関する研究を主体的に行った研究者とその共同研究者を対象とする。なお、授賞研究課題名は掲載論文名あるいは日本伝熱シンポジウムでの発表論文名と厳密に一致することを要しない。
4. 学術賞の受賞資格者は原則として本会会員に限る。
5. 学術賞は2件程度とする。

(技術賞)

6. 技術賞(Technical Achievement Award of the Heat Transfer Society of Japan)の対象は、優秀な伝熱技術を開発した者とする。
7. 技術賞は1件程度とする。

(学生優秀プレゼンテーション賞)

- 8 . 学生優秀プレゼンテーション賞の対象は、当該年の日本伝熱シンポジウムにおける学生（高専生，大学生，大学院生）の口頭講演発表者の中で、特に優れた発表を行った者とする。
- 9 . 学生優秀プレゼンテーション賞は原則として10件以内とする。
- 10 . 学生優秀プレゼンテーション賞の推薦・選考・授賞方法は、本内規には抛らず別に定める。

(特定賞)

- 1 . 日本伝熱学会賞特定賞は学会賞基金のうち特定賞基金により運営し、その特定賞基金の消滅をもって廃止する。
- 2 . 学会賞基金検討委員会により受け入れを決定した寄付については、新たな特定賞基金枠、対応する新たな名称の特定賞とそれに関する内規を設ける。
- 3 . 各特定賞の名称および授賞対象分野は、その時点で存在する他の学会賞と内容等が重複しないよう配慮するものとする。
- 4 . 特定賞には、指定した分野あるいは寄付者の名前を記すことができる。

(奨励賞)

- 5 . 第33期よりWen-Jei Yang氏からの寄付100万円に基づいて設けられた奨励賞を特定賞の一つとする。
- 6 . 奨励賞(Young Researcher Award of the Heat Transfer Society of Japan)の対象者は、原則として、最近3回の日本伝熱シンポジウムのいずれかにおいて優秀な論文を発表した若手研究者（発表時に30歳程度以内の者）とする。
- 7 . 奨励賞の受賞資格は原則として本会会員に限る。
- 8 . 奨励賞は4件程度とする。

(経過措置)

学術賞，技術賞，奨励賞の各賞に関し、それまでの内規に基づいて運営された結果、平成10年5月28日現在で元本の存在する賞については、その元本が消滅するまで特定賞として運営するものとし、元本が消滅した時点で一般賞への移行等を検討するものとする。

平成6年2月26日制定

平成6年5月19日改訂

平成8年4月20日改訂

平成10年4月18日改訂（但し、本改訂は平成10年5月28日より発効する。）

平成12年12月02日改訂

平成13年9月1日改訂（但し、本改訂は平成13年5月6日より発効する。）

平成20年4月19日改訂（但し、本改訂は平成20年5月23日より発効する。）